

消費税率の引き上げに伴い支給されます

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響に対する臨時的・暫定的措置として「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

7月下旬に、該当と思われる世帯に申請書を発送しますので、必要書類を添えて、平成26年8月1日(金)～平成27年1月30日(金)までの間に提出してください。なお、支給は指定された口座に9月以降順次振り込みます。

臨時福祉給付金

- ▶ **支給対象者** 平成26年1月1日に大磯町に住民登録があり、平成26年度分町県民税が課税されていない方。ただし、課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者の方は対象外となります。
- ▶ **支給額** 支給対象者1人につき10,000円。ただし、次の加算対象者は1人につき5,000円が加算されます。
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

- ▶ **支給対象者** 平成26年1月1日に大磯町に住民登録があり、平成26年1月分の児童手当の受給者で、かつ平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。
 - ▶ **対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当対象となっている児童。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは対象外となります。
 - ▶ **支給額** 対象児童1人につき10,000円
- ※公務員の方については、所属庁ではなく、平成26年1月1日時点で住民基本台帳に登録されている市町村で支給します。所属庁にて申請書及び受給状況証明書等を受領し、申請期間中に申請をしてください。

※受け取ることができるのは「臨時福祉給付金」か「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらかです。
 ※平成26年1月1日時点で住民登録がある市町村での手続きとなります。

振り込め詐欺や、個人情報の詐取にご注意ください！

臨時給付金を口実とした不審な電話がかかってきたら、町や最寄りの警察署にご連絡ください。

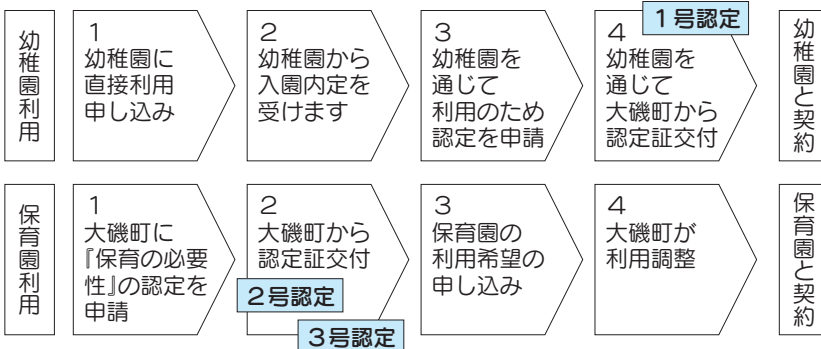
問 ・ 臨時福祉給付金 福祉課 ☎内線 303 ・ 子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援課 ☎内線 305

子ども・子育て支援新制度

幼稚園や保育園の利用手続きが変わります！

子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、幼稚園や保育園を利用する際の手続きが変わります。新しい制度では、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

平成27年4月から新たに幼稚園・保育園を利用する場合の主な流れ



3つの認定区分に応じて施設利用先が決まります。		
認定区分	対象者	利用施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等により、保育を希望する	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等により、保育を希望する	保育園 認定こども園 家庭的保育など

具体的な利用方法については、現在、大磯町で検討を進めています。また、施設の利用料金は、所得に応じた負担(応能負担)を基本として、国が決める水準を上限に、大磯町が設定します。詳細は、町広報紙などで順次お知らせします。また、9月ごろに幼稚園や保育園等において説明会を実施します。

問 子育て支援課 ☎内線 318